

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	大江 康弘	(民主)	小池 正勝	(自民)	田名部 匡省	(民主)
理事	末松 信介	(自民)	田村 公平	(自民)	羽田 雄一郎	(民主)
理事	脇 雅史	(自民)	中島 啓雄	(自民)	前田 武志	(民主)
理事	藤本 祐司	(民主)	藤野 公孝	(自民)	魚住 裕一郎	(公明)
理事	山下 八洲夫	(民主)	溝手 顕正	(自民)	小林 美恵子	(共産)
理事	谷合 正明	(公明)	吉田 博美	(自民)	渕上 貞雄	(社民)
	市川 一朗	(自民)	加藤 敏幸	(民主)	後藤 博子	(国民)
	岩井 國臣	(自民)	北澤 俊美	(民主)		
	太田 豊秋	(自民)	輿石 東	(民主)		

(18.10.24 現在)

（1）審議概観

国土交通

第165回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件、衆議院提出法律案（国土交通委員長）1件及び承認案件2件の合計4件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類28件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

特定船舶入港禁止 「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港を禁止する措置を定めようとするものであり、第159回国会において議員立法で制定されたものである。特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件は、平成18年7月5日に北朝鮮が一連の弾道ミサイル発射を強行したことに対して、政府が万景峰92号の本邦の港への入港を禁止したことについて国会の承認を求めるものである。委員会においては、入港禁止措置の目的と効果、制裁措置の在り方と解除の条件、制裁措置による国内事業者への影響と対策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

また、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、平成18年10月9日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表等に対して、前記の決定を変更し、政府がすべての北朝鮮船籍の船舶の本邦の港への入港を禁止したことについて、国会の承認を求めるものである。委員会においては、我が国対北朝鮮制裁措置と国連安保理決議の関係、臨検・船舶検査と国際法上の原則、六者会合再開に臨む我が国の方針等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

建築士 建築士法等の一部を改正する法律案は、構造計算書偽装事件の再発を防止し、建築士等による適正な建築活動の確保を図り、国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築士制度等の見直しを行うものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本改正による建築士・建築業界に対する信頼回復の可能性、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士による法適合性確認の実施体制、建築設備士の活用、建築士の業務報酬基準の見直し等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

観光 現行の「観光基本法」は、昭和38年に制定されて以来、実質的な改正が行われることなく40年余りが経過した。この間、我が国の観光を取り巻く状況は大きく変化している。観光立国推進基本法案は、21世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、法律改正の目的と意義、国内観光需要拡大の必要性、観光振興に資する交通機関の整備等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月24日、国土交通行政の諸施策について、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した。

10月26日、質疑を行い、今後の公共投資の在り方、地域公共交通の活性化、海上保安体制の充実強化策、国際競争力強化に資する物流圏の実現、ビジット・ジャパンの強化・高度化、都市再生推進事業における地域評価基準、JR西日本安全マネジメント評価の概要、公共交通機関における飲酒運転防止策、鉄道の輸送障害・インシデント多発への対応、集中豪雨等新たな防災・減災への対応策、輪中堤・宅地のかさ上げ等の新治水対策、日中韓観光大臣会合の北海道宣言における観光交流促進の意義と取組、空港周辺整備機構共同住宅の不動産業者への売却問題、自民・公明両党連立合意の「都市と地方の格差是正」の意味、規制緩和後のタクシー事業に対する問題認識と対応、道路特定財源の一般財源化問題、障害者の居住施策の改善策などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成18年10月26日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 公共投資の在り方に関する件、地域公共交通機関の活性化策に関する件、観光立国推進に関する件、運輸事業の安全確保に関する件、治水対策に関する件、独立行政法人空港周辺整備機構による住宅売却に関する件、道路特定財源に関する件等について冬柴国土交通大臣、望月国土交通副大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中島啓雄君（自民）、藤本祐司君（民主）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年11月2日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 藤本祐司君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

（閣承認第1号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし

○平成18年12月5日（火）（第4回）

- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求ることを決定した。

○平成18年12月7日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人慶應義塾大学教授村上周三君、社団法人日本建築士事務所協会連合会会长三栖邦博君、社団法人日本建築構造技術者協会会长大越俊男君及び社団法人建築設備技術者協会会长牧村功君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕 小池正勝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小

林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）、後藤博子君（国民）

○平成18年12月12日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 建築士法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加藤敏幸君（民主）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、後藤博子君（国民）

（閣法第5号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 観光立国推進基本法案（衆第4号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理愛知和男君、衆議院国土交通委員長塩谷立君、衆議院国土交通委員長代理三日月大造君、同赤澤亮正君、同伊藤涉君、冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 藤本祐司君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（衆第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年12月14日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣、鈴木内閣官房副長官、大前防衛庁長官政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 犬塚直史君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣承認第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 請願第424号外27件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

建築士法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

【要旨】

本法律案は、建築物の安全性の確保を図るとともに、建築士制度に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 建築士法の一部改正

- 一 建築士試験の受験資格について、大学等において建築に関する一定の科目を修めて卒業した者とする等の見直しを行う。
- 二 建築士事務所に属する建築士等は、一定期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならないこととする。
- 三 国土交通大臣は、その指定する者に一級建築士の登録の実施に関する事務等を行わせることができることとする。また、都道府県知事は、その指定する者に二級建築士及び木造建築士の登録又は建築士事務所の登録の実施に関する事務等を行わせることができることとする。
- 四 新たに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の制度を設け、一定の規模の建築物の設計図書については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認を義務付けることとする。
- 五 建築士事務所の開設者について、委託を受けた設計又は工事監理の再委託を制限するとともに、設計・工事監理の契約締結前に、管理建築士等から建築主に対し、一定の重要事項を説明させなければならないこととする。
- 六 建築士事務所の開設者に対する指導、建築士事務所の業務に対する苦情の解決等の業務を行うため、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度を整備する。

第二 建築基準法の一部改正

一定の規模の建築物については、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士が適合性を確認した構造設計又は設備設計によらなければ工事を行うことができないことするとともに、適合性を有しない建築物の計画については、建築主事は、建築確認の申請書を受理することができないこととする。

第三 建設業法の一部改正

- 一 多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事について、一括下請負を全面的に禁止する。
- 二 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を、重要な民間工事に拡大する（現在は、公共工事のみ。）。

第四 その他

- 一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 所要の経過措置等を定める。

【附帯決議】

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、建築士試験の受験資格の見直しについては、学科主義から科目主義への変更に伴う受験資格の認定が円滑に行われるよう配意するとともに、建築実務経験に関しては、建築士資格受有者の設計・工事監理業務分野以外での活動・活躍の実態を踏まえ、意欲ある有能な人材に門戸を閉ざすことがないよう配慮すること。
- 二、建築士が自己研鑽を図るとともに、建築士事務所が適正な業務の実施を行い、専門資格者としての社会的使命と責任を果たすため、関係団体による独自の研修・資格制度等の実施による加入率向上の取組を通じて団体の自律的な監督体制が確立されるよう、関係団体等に対して所要の指導助言を行うこと。
- 三、一定規模の建築物に係る構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合性の確認については、厳正な実施を確保するとともに、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の偏在によって適合性確認業務の円滑な実施が妨げられることがないよう配慮すること。
- 四、建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、建築設備の高度化・複雑化が進展している現下の状況にかんがみ、設備設計一級建築士制度の下においても、より一層の活動・活躍ができるようその有効活用が図られるとともに、関係規定の適切な運用がなされるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。
また、設備設計一級建築士制度の運用の状況について検討を加え、必要に応じ、速やかに適切な措置を講じること。
- 五、建築物の品質を確保するためには、工事監理業務の適正化を図ることが重要であることにかんがみ、建築主に提出される工事監理報告書の記載内容を充実するとともに、工事監理のガイドラインを提示・普及すること等により、その実効性確保に努めること。
- 六、建築士の業務報酬基準については、建築士の業務の実態を踏まえ、適宜適切に見直しを行うとともに、その基準が遵守されるよう周知徹底を図ること。
右決議する。

観光立国推進基本法案(衆第4号)

【要旨】

本法律案は、21世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的が観光立国実現であることから、法律の題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正する。
- 二、観光立国実現に関する施策についての基本理念として、豊かな国民生活を実現する上での「住んでよし・訪れてよしの国づくり」の意義、国民観光旅行の促進の重要性、国際的視点の重要性、関係者相互の連携確保の必要性について規定する。
- 三、観光立国推進に向けた国及び地方公共団体の責務に加え、住民の役割及び観光事業者の努力について定める。
- 四、政府は、観光立国実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を定めなければならないものとする。
- 五、国は、基本的施策として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興並びに観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 六、この法律は、平成19年1月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること。
- 二、地方公共団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、やる気のある地域による知恵と工夫にあふれた観光振興の取組みを支援することにより、交流人口の拡大と魅力ある地域づくりの推進に努めること。
- 三、日本の伝統と文化を体現し、もてなしの心により観光立国を支える旅館業をはじめとした観光に関わる中小企業について、その経営基盤を確立するための施策の充実に努めること。
- 四、景観法に基づく良好な景観の形成を推進するとともに、心ない観光客による落書きやごみの放置などの行為から美しい自然や文物、景観を保護するため、観光客のモラルの向上を図るための施策に努めること。
- 五、より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他の制度面における検討を行うこと。
- 六、国際会議、国際文化・スポーツイベント、国際展示会・見本市などを通じた観光交流の拡大に努めること。
- 七、高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに、交通機関・高速道路などの交通施設における弾力的な料金体系の導入等により、旅行に関する費用の低廉化の促進に努めること。
- 八、観光立国実現に関する施策の遂行に当たっては、各省庁の横断的な英知を結集しな

がら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止を実施することとしたため、同法第5条第1項の規定により国会の承認を求めようとするものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、国連安保理決議等にも違反するものである。今回の核実験実施を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、既に入港禁止となっている万景峰92号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）に加え、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成19年4月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。